

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 平成30年10月11日

東京都作業部会確認年月日 平成30年10月18日

(契約変更に伴う再確認 令和2年12月16日)

事業名 借上財産評定委員会の結果について

案件名 同上

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<p>本事業は、大会の準備運営に必要な土地・施設等を適正かつ公正な財産価格にて確保するために実施している事業であり、上限額を評定するものである。会場等の確保は大会開催に欠かせない事業であり、大枠合意に基づき、パラリンピック経費の1/4相当額を東京都が負担する事項と考える。</p> <p>(令和2年12月3日 契約変更に伴う確認・追記) ・なお、伊豆ベロドロームの動産移転における、大会延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。</p>	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<p>本事業は、大会運営の一環として行う事業であり、大枠合意において、民間所有施設の確保は、大会運営の主体として組織委員会が担う役割となっている。</p> <p>(令和2年12月3日 契約変更に伴う確認・追記) ・動産移転先の維持は、大会運営の一環として行う事業であり、大枠合意において、大会運営の主体として組織委員会が一括して担う役割となっている。</p>	

<p>経費の内容等が必要性(必要な内容、機能かなど)、効率性(適正な規模、単価かなど)、納得性(類似のものと比較して相応かなど)等の観点から妥当なものであること</p>	<p>必要性</p>	<p>大会運営上、競技会場である伊豆ベロドローム、伊豆マウンテンバイクコースの確保は必須である。</p> <p>(令和2年12月3日 契約変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊豆ベロドローム内諸室を大会で使用するため、諸室内の動産移転にかかる費用について、平成30年10月3日借上財産評定委員会による評定及び同月18日の東京都作業部会への付議を経て、組織委員会と動産所有者との間で動産移転補償契約書を締結した。 ・これに基づき、動産所有者がコンテナを設置の上、動産の移転及び保管をしていたところ、令和2年3月に大会の延期が決定した。 ・現行の契約書の契約期間が令和2年12月31日までであることから、現時点で動産移転期間を大会終了後まで延長する必要がある。 	
	<p>効率性</p>	<p>本事業は、関係FAと調整の上、施設所有者と交渉を重ね、施設ごとの使用期間が最短となるよう最大限の配慮を行っている。</p> <p>(令和2年12月3日 契約変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動産移転期間の延長にあたり、①一時的に元の諸室へ帰還する ②現在の移転先施設に継続して滞在する、以上2つの方法を比較検証したが、②の方が安価であった事から、後者の方法を選択したものである。 	
	<p>納得性</p>	<p>本事業は、全国統一の基準である「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準じて制定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき算定を行い、業務委託先である補償コンサルタントによるチェックを経て、外部有識者からなる「借上財産評定委員会」による評定を実施しており、算定プロセスの適正性、公正性を担保している。</p> <p>(令和2年12月3日 契約変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動産移転期間の延長にあたり、常にコストダウンを意識し交渉を重ね、必要最低限の内容とする事で、総額費用を極力抑えられる様努めた。 	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>		<p>大会運営において競技会場の確保は、会場・競技運営の根幹をなすものであり、本事業は、公費負担の対象として適切といえる。</p> <p>(令和2年12月3日 契約変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大会運営において動産移転先の維持は、会場・競 	

	<p>技運営の根幹をなすものであり、追加経費についても公費負担の対象として適切と言える。</p> <ul style="list-style-type: none">・また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。	
--	--	--

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 平成30年6月14日

東京都作業部会確認年月日 平成30年6月21日

(契約変更に伴う再確認日 令和2年8月7日)

(契約変更に伴う再確認日 令和2年12月11日)

(契約変更に伴う再確認日 令和2年12月16日)

事業名 借上財産評定委員会の結果について（オリンピックスタジアム）

競技会場における大会延期に伴う影響への対応について

案件名 同上

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<p>本事業は、大会の準備運営に必要な土地・施設等を適正かつ公正な財産価格にて確保するために実施している事業であり、上限額を評定するものである。会場等の確保は大会開催に欠かせない事業であり、大枠合意に基づき、パラリンピック経費の1/4相当額を東京都が負担する事項と考える。</p> <p>(令和2年7月22日 契約変更に伴う確認・追記) なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。</p> <p>(令和2年11月27日 契約変更に伴う確認・追記) 本施設借用にかかる既存経費分の消費税影響額については、平成29年5月31日の合意に基づき、パラリンピック経費の1/4相当額を東京都が負担する事項と考える。</p> <p>なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。</p> <p>(令和2年12月14日 契約変更に伴う確認・追記) なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。</p>	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<p>本事業は、大会運営の一環として行う事業であり、大枠合意において、民間及び国（JSCを含む）所有施設の確保は、大会運営の主体として組織委員会が担う役割となっている。</p>	

<p>経費の内容等が必要性(必要な内容、機能かなど)、効率性(適正な規模、単価かなど)、納得性(類似のものと比較して相応かなど)等の観点から妥当なものであること</p>	<p>必要性</p>	<p>大会運営上、メインスタジアムであるオリンピックスタジアムの確保は必須である。</p> <p>(令和2年7月22日 契約変更に伴う確認・追記)</p> <p>なお、設置済みの陸上競技施設を一旦撤去して返却し、再設置は、来年4月に予定されている陸上競技のテストイベントに間に合わないため借用を継続する。既に工事が着手されている施設は、延期に伴い、施設の借用を継続した場合と一度返却し仮設物を撤去・再設置した場合との経済比較を行った結果、前者の方が経済合理性があることを確認している。</p> <p>(令和2年11月27日 契約変更に伴う確認・追記)</p> <p>大会運営上、メインスタジアムであるオリンピックスタジアムの確保は、大会延期後も必須である。</p> <p>借上財産評定委員会の結果については、営業休止補償に関する消費税の制度上の取扱いにかかる経費である。</p> <p>(令和2年12月14日 契約変更に伴う確認・追記)</p> <p>大会運営上、メインスタジアムであるオリンピックスタジアムの確保は、大会延期後も必須である。</p>	
	<p>効率性</p>	<p>本事業は、関係FAと調整の上、施設所有者と交渉を重ね、施設ごとの使用期間が最短となるよう最大限の配慮を行っている。</p>	
	<p>納得性</p>	<p>本事業は、全国統一の基準である「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準じて制定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき算定を行い、業務委託先である補償コンサルタントによるチェックを経て、外部有識者からなる「借上財産評定委員会」による評定を実施しており、算定プロセスの適正性、公正性を担保している。</p> <p>(令和2年11月27日 契約変更に伴う確認・追記)</p> <p>外部有識者からなる「借上財産評定委員会」による評定を実施しており、算定プロセスの適正性、公正性を担保している。</p> <p>(令和2年12月14日 契約変更に伴う確認・追記)</p> <p>大会延期を起因とする損失及び実費である。</p>	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<p>大会運営において競技会場の確保は、会場・競技運営の根幹をなすものであり、本事業は、公費負担の対象として適切といえる。</p> <p>(令和2年7月22日 契約変更に伴う確認・追記)</p> <p>また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の</p>		

	<p>負担とする。</p> <p>(令和2年11月27日 契約変更に伴う確認・追記) 本施設借用にかかる消費税影響額については、会場確保のために必要不可欠なものであり、公費負担の対象として適切といえる。</p> <p>また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。</p> <p>(令和2年12月14日 契約変更に伴う確認・追記) また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。</p>	
--	---	--

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

< 個別案件確認表（組織委員会） >

組織委員会担当確認年月日 令和 2 年 11 月 27 日

東京都作業部会確認年月日 令和 2 年 12 月 16 日

事業名 会場借上げ費用

案件名 競技会場における大会延期に伴う影響への対応について（オリンピックスタジアム）

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	・延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	・大枠の合意において民間及び国（JSC を含む）所有施設の確保は組織委員会の分担となっており、会場確保に伴う関連事業者への大会延期に伴う影響対応も組織委員会で対応することが効率的、効果的である。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	・大会の運営上、パラリンピック競技会場の確保は必須である。
	効率性	・関係 FA と調整の上、施設所有者と交渉を重ね、使用期間は最短となるよう最大限の配慮をしており、関連事業者への対応期間もそれと連動している。
	納得性	・大会延期を起因とする損失及び実費である。
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること	・パラリンピック競技会場の確保は、大会運営の根幹をなすものであり、公費負担の対象として適切といえる。 ・延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。	

* 公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 令和2年9月15日

東京都作業部会確認年月日 令和2年10月14日

(契約変更に伴う再確認日 令和2年12月16日)

事業名 会場借上げ費用

案件名 会場借上げに伴う関連事業者への営業休止補償について

競技会場における大会延期に伴う影響への対応について

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> 本件はパラリンピックの開閉会式場及び陸上競技会場となるオリンピックスタジアムを確保するにあたり、営業を休止する関連事業者への損失補償である。 平成29年5月31日の合意に基づき、パラリンピック経費の1/4相当額を東京都が負担する事項であると考える。 <p>(令和2年11月27日 契約変更に伴う確認・追記) なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。</p>	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> 大枠の合意において民間及び国（JSCを含む）所有施設の確保は組織委員会の分担となっており、会場確保に伴う関連事業者への損失補償も組織委員会で対応することが効率的、効果的である。 <p>(令和2年11月27日 契約変更に伴う確認・追記) 大会運営上、メインスタジアムであるオリンピックスタジアムの確保は、大会延期後も必須であり、関連事業者の対応を組織委員会で行うことが効率的、効果的である。</p>	
経費の内容等が必要性(必要な内容、機能かなど)、効率性(適正な規模、単価かなど)、納得性(類似のものと比較して相応かなど)等の観点から妥当なものであること	必要性 <ul style="list-style-type: none"> 大会の運営上、パラリンピック競技会場の確保は必須である。 <p>(令和2年11月27日 契約変更に伴う確認・追記) 大会延期を起因とする損失である。</p>	
	効率性 <ul style="list-style-type: none"> 関係FAと調整の上、施設所有者と交渉を重ね、使用期間は最短となるよう最大限の配慮をしており、関連事業者への補償期間もそれと連動している。 	
	納得性 <ul style="list-style-type: none"> 補償金額は、全国統一基準である「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準じ策定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき、補償コンサルタントのチェックを経て算定しており、プロセスの適正性、公正性を担保している。 	

その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること	・パラリンピック競技会場の確保は、大会運営の根幹をなすものであり、公費負担の対象として適切といえる。 (令和2年11月27日 契約変更に伴う確認・追記) また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。
--------------------------------	---

* 公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 2020年3月17日

東京都作業部会確認年月日 2020年3月19日

(契約変更に伴う再確認日 2020年12月16日)

事業名 借上財産評定委員会の結果について（横浜スタジアム）

競技会場における大会延期に伴う影響への対応について（横浜スタジアム）

案件名 同上

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	本事業は、大会の準備運営に必要な土地・施設等を適正かつ公正な財産価格にて確保するために実施している事業であり、上限額を評定するものである。当該事業は都外自治体所有施設における「賃借料等」に含まれるため、大枠合意に基づき、東京都が負担する事項と考える。V4予算額の範囲内。パラ経費は該当なし。 (令和2年11月27日 契約変更に伴う確認・追記) なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	都外自治体所有施設使用の借り上げについては、競技会場の確保において公平・公正な対応を行うことができるよう、国・民間施設の借り上げを行っている組織委員会が担うこととしている。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	大会運営上、野球・ソフトボール競技会場の横浜スタジアムの確保は必須である。また、大会の準備・運営の影響により、本施設の事業を一時的に休止せざるを得ないことから、発生が想定される損失について補償する必要がある。 (令和2年11月27日 契約変更に伴う確認・追記) 大会運営上、横浜スタジアムの確保は、大会延期後も必須である。
	効率性	本事業は、関係FAと調整の上、施設所有者と交渉を重ね、本施設の事業休止期間が最短となるよう最大限の配慮を行っている。
	納得性	本事業は、全国統一の基準である「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準じて制定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき算定する。算定内容は、業務委託先である補償コンサルタントのチェックを経て、外部有識者からなる「借上財産評定委員会」で報告・評定を実施しており、算定プロセスの適正性、公正性を担保している。 (令和2年11月27日 契約変更に伴う確認・追記) 競技会場における大会延期に伴う影響への対応について大会延期を起因とする損失、または実費の発生は明確である。
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること	大会運営において競技会場の確保は、会場・競技運営の根幹をなすものであり、本事業は、公費負担の対象として適切といえる。 (令和2年11月27日 契約変更に伴う確認・追記) また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

< 個別案件確認表（組織委員会） >

組織委員会担当確認年月日 2020年11月27日

東京都作業部会確認年月日 2020年12月16日

事業名 競技会場における大会延期に伴う影響への対応について

案件名 同上

確認の視点		組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること		・本件は野球・ソフトボールの競技会場となる横浜スタジアムを確保するにあたり、影響を受ける関連事業者への対応である。 なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		都外自治体所有施設使用の借り上げについては、競技会場の確保において公平・公正な対応を行うことができるよう、国・民間施設の借り上げを行っている組織委員会が担うこととしている。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	大会運営上、野球・ソフトボール競技会場の横浜スタジアムの確保は必須である。また、大会の準備・運営の影響により、本施設の事業を一時的に休止せざるを得ないことから、関連事業者に発生が想定される損失について対応する必要がある。本施設は、大会運営上不可欠であり、延期後も確保の必要がある。	
	効率性	本事業は、関係FAと調整の上、施設所有者と交渉を重ね、本施設の事業休止期間が最短となるよう最大限の配慮を行っている。	
	納得性	競技会場における大会延期に伴う影響への対応について大会延期を起因とする損失、または実費の発生は明確である。	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		大会運営において競技会場の確保は、会場・競技運営の根幹をなすものであり、本事業は、公費負担の対象として適切といえる。 又、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。	

* 公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 2019年9月13日

東京都作業部会確認年月日 2019年9月18日

(新規契約に伴う再確認日 2020年12月16日)

事業名 借上財産評定委員会の結果について（富士スピードウェイ）

競技会場における大会延期に伴う影響への対応について

案件名 同上

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	本事業は、大会の準備運営に必要な土地・施設等を適正かつ公正な財産価格にて確保するために実施している事業であり、上限額を評定するものである。当該事業は民間所有施設における「賃借料等」に含まれるため、大枠合意に基づき、組織委員会が負担する事項と考える。このうち、パラリンピック経費の1/4相当額を東京都が負担する事項と考える。 (令和2年11月26日 新規契約に伴う確認・追記) 延期経費については、現時点で取扱いが未定である。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	民間所有施設の借り上げについては、競技会場の確保において公平・公正な対応を行うことができるよう、国・都外自治体施設の借り上げを行っている組織委員会が担うこととしている。	
経費の内容等が必要性(必要な内容、機能かなど)、効率性(適正な規模、単価かなど)、納得性(類似のものと比較し	大会運営上、自転車ロード競技会場である富士スピードウェイの確保は必須である。 (令和2年11月26日 新規契約に伴う確認・追記) 本施設は、大会運営上不可欠であり、延期後も確保の必要がある。	
	本事業は、関係FAと調整の上、施設所有者と交渉を重ね、施設の使用期間が最短となるよう最大限の配慮を行っている。	

<p>て相応かなど) 等の観点から 妥当なもので あること</p>	<p>納 得 性</p>	<p>本事業の会場使用料については、全国統一の基準である「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準じて制定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき算定する。算定内容は、業務委託先である補償コンサルタントのチェックを経て、外部有識者からなる「借上財産評定委員会」で報告・評定を実施しており、算定プロセスの適正性、公正性を担保している。</p> <p>(令和2年11月26日 新規契約に伴う確認・追記) 大会延期を起因とする損失、または実費の発生は明確である。</p>	
<p>その他経費の内容等 が公費負担の対象と して適切なものであ ること</p>		<p>大会運営において競技会場の確保は、会場・競技運営の根幹をなすものであり、本事業は、公費負担の対象として適切といえる。</p> <p>(令和2年11月26日 新規契約に伴う確認・追記) 延期経費については、現時点で取扱いが未定であるため、当面組織委員会の負担とする。</p>	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。